

大阪広域水道企業団公告第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年10月27日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
四條畷 第176号	株式会社ハナハク住設 多田 幸平	大阪市鶴見区焼野二丁目南 5 番 3 号	平成29年10月10日